

第106回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2020年6月26日(金)
午前10時

開催場所

東京都港区芝浦4丁目8番33号
当会社本社内

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役14名選任の件
第3号議案 監査役 5 名選任の件
第4号議案 取締役賞与金支給の件

【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルス感染防止のため、株主総会当日のご来場は極力見合わせていただきますようお願い申し上げます。

つきましては、書面又はインターネットで議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

なお、今回は、お土産及びお飲み物のご用意はございません。

詳細は、同封の「第106回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について」をご確認下さい。

社 是

人間第一

経営理念

1 わが社は、人間尊重のもと、
企業の社会的責任を遂行し、
豊かな人間環境づくりに貢献します

2 わが社は、得意先のニーズを先取りし、
技術革新を図り、
最高のサービスと設備を提供します

3 わが社は、人材開発に努め、
絶えざる自己革新によって、
未来指向型の企業を目指します

目次

<u>招集ご通知</u>	2
<u>株主総会参考書類</u>	5
・ 第1号議案 剰余金処分の件	5
・ 第2号議案 取締役14名選任の件	6
・ 第3号議案 監査役 5 名選任の件	14
・ 第4号議案 取締役賞与金支給の件	17
<u>事業報告</u>	19
<u>計算書類</u>	35
<u>連結計算書類</u>	38
<u>監査報告</u>	41

株主各位

東京都港区芝浦4丁目8番33号

株式会社 関 電 工
取締役会長 後 藤 清

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、事前に議決権を行使される場合は、後記株主総会参考書類をご覧いただきまして、お手数ながら3ページから4ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照の上、書面又はインターネットにより議決権行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2020年6月26日（金）午前10時
2. 場 所	東京都港区芝浦4丁目8番33号 当会社本社内
3. 会議の目的事項	【報告事項】 1. 第106期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 2. 第106期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 【決議事項】 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役14名選任の件 第3号議案 監査役 5 名選任の件 第4号議案 取締役賞与金支給の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいませようお願い申し上げます。
2. 計算書類の個別注記表及び連結計算書類の連結注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき当社ホームページ(<https://www.kandenko.co.jp/>)に掲載しており、本招集通知に添付の計算書類等は、監査報告の作成に際して監査役及び会計監査人が監査を行った計算書類等の一部であります。
3. 本招集通知の添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合には、当社ホームページ(<https://www.kandenko.co.jp/>)にてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

以下をご参照の上、いずれかの方法により議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会に出席される場合



日 時 | 2020年6月26日（金） 午前10時（受付開始 午前9時）

場 所 | 東京都港区芝浦4丁目8番33号
当会社本社（1階講堂）

- 議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、本招集通知をご持参下さいませようお願いします。
- 株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができない方はご入場いただけませんので、ご注意下さい。

書面により議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、**行使期限までに到着するようご返送下さい。**

行使期限 | 2020年6月25日（木） 午後5時30分まで

※なお、各議案について賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットにより議決権を行使される場合



インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承下さいますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承下さい。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>

- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダー及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

2. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、**2020年6月25日（木）午後5時30分**までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 議決権行使書用紙とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットにより行使されたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。
また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最終に行使されたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱い下さい。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

操作方法に関する
お問い合わせ先
について

インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
電話 **0120 (652) 031** (受付時間 9時～21時)

アクセス手順

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス
<https://www.web54.net> 「次へすすむ」
をクリック

2 ログインする
お手元の議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」
をクリック

3 パスワードの入力
お手元の議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご
入力下さい

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、安定配当の継続を基本とする配当方針に基づき、1株につき13円、総額2,655,361,423円の期末配当を実施させていただきたいと存じます。

また、期末配当の効力発生日は、2020年6月29日とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

1株につき 13円

配当総額 2,655,361,423円

(3) 効力発生日

2020年6月29日

第2号議案 取締役14名選任の件

取締役全員14名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役14名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における現在の地位	取締役会 出席状況
1	後 藤 清 再任	取締役会長	17/17回 (100.0%)
2	森 戸 義 美 再任	取締役社長社長執行役員	17/17回 (100.0%)
3	仲 摩 俊 男 再任	取締役副社長副社長執行役員	16/17回 (94.1%)
4	高 岡 成 典 再任	取締役副社長	17/17回 (100.0%)
5	柏 原 彰一郎 再任	取締役副社長副社長執行役員	17/17回 (100.0%)
6	北 山 信一郎 再任	取締役副社長副社長執行役員	17/17回 (100.0%)
7	宮 内 伸 一 再任	取締役常務執行役員	12/12回 (100.0%)
8	上 田 裕 司 再任	取締役常務執行役員	17/17回 (100.0%)
9	都 瑠 浩 司 新任	常務執行役員	—
10	飯 田 暢 浩 新任	常務執行役員	—
11	杉 崎 仁 志 新任	常務執行役員	—
12	内 野 崇 再任 社外 独立	取締役	17/17回 (100.0%)
13	石 塚 正 孝 再任 社外 独立	取締役	16/17回 (94.1%)
14	齊 藤 肇 再任 社外 独立	取締役	11/12回 (91.6%)

候補者番号

1

ごとう
後藤

(1950年7月15日生)

きよし

清

再任

所有する当社株式の数

34,800株

取締役在任期間（本株主総会終結時）

9年



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年4月 KDDI株式会社執行役員
2011年4月 当社入社顧問
2011年6月 当社取締役常務執行役員
2014年6月 当社取締役専務執行役員
2015年6月 当社取締役副社長
2017年6月 当社取締役会長(現在に至る)
2017年10月 一般社団法人日本電設工業協会会長
(現在に至る)

<重要な兼職の状況>

一般社団法人日本電設工業協会会長

取締役候補者とした理由

後藤 清氏が当社の取締役会長として培った経験及び見識等が当社の経営に寄与するものと判断したためであります。

候補者番号

2

もり
森

(1956年1月5日生)

とよし

み
戸義美

再任

所有する当社株式の数

25,500株

取締役在任期間（本株主総会終結時）

6年



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年4月 当社入社
2013年7月 当社常務執行役員神奈川支店長
2014年6月 当社取締役常務執行役員
2015年6月 当社取締役副社長
2016年6月 当社取締役社長社長執行役員
(現在に至る)

取締役候補者とした理由

森戸義美氏が取締役社長社長執行役員として培った経験及び見識等が当社の経営に寄与するものと判断したためであります。

候補者番号

3

なか ま とし お
仲 摩 俊 男
 (1960年2月25日生)

再 任

所有する当社株式の数 14,900株
 取締役在任期間（本株主総会終結時） 5年



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社
 2014年10月 当社上席執行役員北関東・北信越
 営業本部長兼埼玉支社長
 2015年 6月 当社取締役常務執行役員
 2017年 6月 当社取締役副社長副社長執行役員
 2019年 7月 当社取締役副社長副社長執行役員
 営業統轄本部長（現在に至る）

取締役候補者とした理由

仲摩俊男氏は屋内線・環境設備部門の業務に精通しており、取締役副社長副社長執行役員等として培った経験及び見識等が当社の経営に寄与するものと判断したためであります。

候補者番号

4

たか おか しげ のり
高 岡 成 典
 (1958年9月13日生)

再 任

所有する当社株式の数 16,500株
 取締役在任期間（本株主総会終結時） 5年



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2013年 6月 東京電力株式会社パワーグリッド・カンパニー当社出向
 (2015年6月まで) 2018年10月 当社取締役副社長業務全般、社会インフラ統轄本部・福島本部 管掌
 (現在に至る)
 2014年10月 当社上席執行役員配電本部副本部長
 2015年 6月 当社取締役常務執行役員
 2016年 6月 当社取締役専務執行役員
 2017年 6月 当社取締役副社長

取締役候補者とした理由

高岡成典氏は配電線部門の業務に精通しており、当社の取締役副社長等として培った経験及び見識等が当社の経営に寄与するものと判断したためであります。

候補者番号

5

かしわ ばら しょういちろう
柏原 彰一郎
(1958年12月14日生)

再任

所有する当社株式の数 24,018株
取締役在任期間（本株主総会終結時） 5年



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	当社入社	2018年10月	当社取締役副社長副社長執行役員 コーポレート本部長、業務全般、 内部統制本部 担当(現在に至る)
2014年10月	当社上席執行役員経営企画・総務・ 労務 担当		
2015年 6月	当社取締役常務執行役員		
2016年 6月	当社取締役専務執行役員		
2017年 6月	当社取締役副社長		

取締役候補者とした理由

柏原彰一郎氏は管理部門の業務に精通しており、取締役副社長副社長執行役員等として培った経験及び見識等が当社の経営に寄与するものと判断したためであります。

候補者番号

6

きた やま しんいちろう
北山 信一郎
(1955年7月14日生)

再任

所有する当社株式の数 15,574株
取締役在任期間（本株主総会終結時） 6年



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月	当社入社
2013年 7月	当社常務執行役員関西支店長
2014年 6月	当社取締役常務執行役員
2016年 6月	当社取締役専務執行役員
2019年 6月	当社取締役副社長副社長執行役員
2019年 7月	当社取締役副社長副社長執行役員社 会インフラ統轄本部長兼営業ユニッ ト長(現在に至る)

取締役候補者とした理由

北山信一郎氏は工務関係部門の業務に精通しており、取締役副社長副社長執行役員等として培った経験及び見識等が当社の経営に寄与するものと判断したためであります。

候補者番号

7

みや うち しん いち
宮 内 伸 一

再 任

所有する当社株式の数 4,800株
取締役在任期間（本株主総会終結時） 1年

(1960年1月8日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社
2018年10月 当社専務執行役員コストマネジメント本部長
2019年 6月 当社取締役常務執行役員
2019年 7月 当社取締役常務執行役員コストマネジメント本部長、安全・環境本部 担当（現在に至る）

取締役候補者とした理由

宮内伸一氏は管理部門の業務に精通しており、コストマネジメント本部長及び取締役常務執行役員等として培った経験及び見識等が当社の経営に寄与するものと判断したためであります。

候補者番号

8

うえ だ ゆう じ
上 田 裕 司

再 任

所有する当社株式の数 6,700株
取締役在任期間（本株主総会終結時） 2年

(1960年1月26日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2016年 4月 東京電力エナジーパートナー株式会社常務取締役
2017年 7月 当社入社常務執行役員営業統轄本部副本部長兼グループ営業 担当
2018年 6月 当社取締役常務執行役員
2019年 7月 当社取締役常務執行役員営業統轄本部副本部長、戦略技術開発本部・グループ営業部 担当（現在に至る）

取締役候補者とした理由

上田裕司氏が東京電力エナジーパートナー株式会社の常務取締役及び当社の取締役常務執行役員等として培った経験及び見識等が当社の経営に寄与するものと判断したためであります。

候補者番号

9

つ 都 瑠 浩 司

(1958年7月21日生)

新 任

所有する当社株式の数

9,300株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	当社入社	2016年 6月	当社常務執行役員東関東営業本部長 兼千葉支社長兼千葉配電支社 担当
2011年 7月	当社営業統轄本部品質工事管理部長	2018年10月	当社常務執行役員東関東営業本部長 兼千葉支店長 (現在に至る)
2014年 7月	当社執行役員営業統轄本部品質工事 管理部長		
2014年10月	当社執行役員南関東・東海営業本部 副本部長兼静岡支社長		
2015年 7月	当社執行役員南関東・東海営業本部 副本部長兼静岡支社長兼静岡配電支 社 担当		

取締役候補者とした理由

都瑠浩司氏は屋内線・環境設備部門の業務に精通しており、東関東営業本部長兼千葉支店長等として培った経験及び見識等が当社の経営に寄与するものと判断したためであります。

候補者番号

10

い い だ の ぶ ひ ろ
飯 田 暢 浩

(1961年11月30日生)

新 任

所有する当社株式の数

9,300株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月	当社入社
2010年 7月	当社営業統轄本部営業第二部長
2015年 7月	当社執行役員営業統轄本部副本部長 (営業統括 担当)
2016年 7月	当社常務執行役員営業統轄本部副本 部長 (営業統括 担当)
2018年10月	当社常務執行役員南関東・東海営業 本部長兼神奈川支店長 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

飯田暢浩氏は屋内線・環境設備部門の業務に精通しており、南関東・東海営業本部長兼神奈川支店長等として培った経験及び見識等が当社の経営に寄与するものと判断したためであります。

候補者番号

11

すぎ ざき ひと し
杉 崎 仁 志

(1961年11月1日生)

新任

所有する当社株式の数

5,800株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
 2012年 7月 当社経理部長
 2016年 7月 当社執行役員経理部長
 2017年 7月 当社執行役員グループ経営統括部長
 2018年10月 当社執行役員コーポレート本部
 経理・ITユニット長
 2019年 7月 当社常務執行役員コーポレート本部
 経理・ITユニット長(現在に至る)

取締役候補者とした理由

杉崎仁志氏は管理部門の業務に精通しており、コーポレート本部経理・ITユニット長等として培った経験及び見識等が当社の経営に寄与するものと判断したためであります。

候補者番号

12

うち の たかし
内 野 崇

(1951年11月17日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式の数

0株

取締役在任期間(本株主総会終結時)

7年



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月 学習院大学経済学部経営学科教授
 (2019年3月まで)
 2013年 6月 当社取締役(現在に至る)

社外取締役候補者とした理由

内野 崇氏は会社経営に関与したことはないものの、同氏の大学教授及び経営学の専門家として培った経験と見識等が当社の経営に寄与するものと判断したためであります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、内野 崇氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しております。

候補者番号

13

いし づか まさ たか
石 塚 正 孝
(1943年2月18日生)

再 任

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式の数

0株

取締役在任期間（本株主総会終結時）

5年



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年 6月 東海旅客鉄道株式会社代表取締役副社長
 2008年 6月 株式会社ジェイアール東海エージェンシー代表取締役社長
 (2012年6月まで)
 2014年 5月 公益財団法人静岡県文化財団グランシップ館長(現在に至る)
 2015年 6月 当社取締役(現在に至る)

<重要な兼職の状況>

公益財団法人静岡県文化財団グランシップ館長

社外取締役候補者とした理由

石塚正孝氏が東海旅客鉄道株式会社及び株式会社ジェイアール東海エージェンシーの取締役として培った経験及び見識等が当社の経営に寄与するものと判断したためであります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、石塚正孝氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しております。

候補者番号

14

さい とう はじめ
齊 藤 肇
(1956年7月7日生)

再 任

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式の数

0株

取締役在任期間（本株主総会終結時）

1年



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年 6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ常務取締役
 2011年 4月 みずほ証券株式会社副社長執行役員
 2011年 6月 同社取締役副社長兼副社長執行役員
 2015年 4月 みずほキャピタル株式会社顧問
 2015年 5月 同社取締役副社長
 2016年 4月 同社代表取締役社長
 (2019年4月まで)
 2019年 6月 当社取締役(現在に至る)

社外取締役候補者とした理由

齊藤 肇氏が株式会社みずほフィナンシャルグループ及びみずほ証券株式会社等の取締役として培った経験及び見識等が当社の経営に寄与するものと判断したためであります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、齊藤 肇氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しております。

第3号議案 監査役5名選任の件

監査役全員5名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における現在の地位	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況
1	ゆきむら とおる 雪村透 新任	取締役常務執行役員	17/17回 (100.0%)	—
2	たなか ひでかず 田中秀一 新任	上席フェロー	—	—
3	おおかわ すみひと 大川澄人 再任 社外 独立	監査役	16/17回 (94.1%)	15/15回 (100.0%)
4	すえ つな たかし 末綱隆 再任 社外 独立	監査役	15/17回 (88.2%)	13/15回 (86.6%)
5	むとう しょういち 武藤昭一 再任 社外	監査役	12/12回 (100.0%)	10/10回 (100.0%)

候補者番号

1

ゆき

雪

むら

村

とおる

透

新任

所有する当社株式の数

16,300株

(1957年12月3日生)



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
 2015年 6月 当社執行役員(関工商事株式会社出向
 (同社取締役社長))
 2016年 6月 当社取締役常務執行役員
 2018年10月 当社取締役常務執行役員コーポレー
 ト本部本部長代理、経理・ITユニット
 担当(現在に至る)

監査役候補者とした理由

雪村 透氏は財務・会計に関する知見を有しており、企業経営者として培った経験及び見識等が当社の監査に有用であると判断したためであります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、雪村 透氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結する予定であります。

候補者番号

2

た

田

なか

中

ひで

秀

かず

一

新任

所有する当社株式の数

15,300株

(1957年11月25日生)



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
 2010年 6月 当社茨城支店長
 2012年 7月 当社執行役員茨城支店長
 2013年 7月 当社執行役員電力本部副本部長兼営業
 部長
 2014年10月 当社執行役員エネルギーシステム本部
 副本部長兼営業部長
 2015年 7月 当社執行役員技術開発本部部長兼技術開
 発ユニット長
 2016年 7月 当社常務執行役員技術開発本部長
 2018年10月 当社常務執行役員戦略技術開発本部
 本部長代理兼技術開発ユニット長
 2019年 7月 当社上席フェロー 戦略技術開発本
 部本部長代理(現在に至る)

監査役候補者とした理由

田中秀一氏は工務関係部門及び技術開発部門の業務に精通しており、執行役員等として培った経験及び見識等が当社の監査に有用であると判断したためであります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、田中秀一氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結する予定であります。

候補者番号

3

おお かわ すみ ひと
大川 澄人
(1947年1月27日生)

再任

社外監査役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式の数 15,700株
監査役在任期間(本株主総会最終時) 12年



略歴、地位及び重要な兼職の状況

2004年 6月	日本政策投資銀行副総裁	2013年 4月	全日本空輸株式会社監査役
2007年 6月	財団法人日本経済研究所理事長 (2011年6月まで)		(2019年6月まで)
2007年 6月	日本貨物鉄道株式会社監査役 (2013年6月まで)		
2008年 6月	当社監査役(現在に至る)		
2011年 6月	全日本空輸株式会社常勤監査役		
2013年 4月	ANAホールディングス株式会社社外監査役(2019年6月まで)		

社外監査役候補者とした理由

大川澄人氏がANAホールディングス株式会社及び全日本空輸株式会社の監査役として培った経験及び見識等が当社の監査に有用であると判断したためであります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、大川澄人氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しております。

候補者番号

4

すえ つな たかし
末 綱 隆
(1949年3月8日生)

再任

社外監査役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式の数 0株
監査役在任期間(本株主総会最終時) 4年



略歴、地位及び重要な兼職の状況

2004年 8月	警視庁副総監	2016年 6月	当社監査役(現在に至る)
2005年 9月	宮内庁東宮侍従長	2017年 6月	JCRファーマ株式会社社外取締役 (現在に至る)
2009年 4月	特命全権大使ルクセンブルク国駐節	2018年 6月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社社外監査役(現在に至る)
2012年 6月	外務省退官		
2013年 6月	丸紅株式会社社外監査役 (2017年6月まで)		
2015年 6月	東鉄工業株式会社社外取締役 (現在に至る)		
2016年 6月	京浜急行電鉄株式会社社外監査役 (現在に至る)		
2016年 6月	JCRファーマ株式会社社外監査役		

<重要な兼職の状況>

東鉄工業株式会社社外取締役
JCRファーマ株式会社社外取締役
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社社外監査役
京浜急行電鉄株式会社社外監査役

社外監査役候補者とした理由

末綱 隆氏は会社経営に関与したことはないものの、同氏が行政庁の高官並びに丸紅株式会社、東鉄工業株式会社、JCRファーマ株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び京浜急行電鉄株式会社の社外役員として培った経験及び見識等が当社の監査に有用であると判断したためであります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、末綱 隆氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しております。

候補者番号

5

む とう しょう いち
武 藤 昭 一
(1956年6月20日生)

再 任

社外監査役候補者

所有する当社株式の数

0株

監査役在任期間(本株主総会終結時)

1年



略歴、地位及び重要な兼職の状況

2016年 4月 東京電力ホールディングス株式会社
福島本部除染推進室長
2019年 6月 当社監査役(現在に至る)

社外監査役候補者とした理由

武藤昭一氏は会社経営に関与したことはないものの、同氏が東京電力ホールディングス株式会社で培った経験及び見識等が当社の監査に有用であると判断したためであります。なお、同社は、当社の特定関係事業者であります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、武藤昭一氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しております。

第4号議案 取締役賞与金支給の件

当事業年度末現在の取締役14名(うち社外取締役3名)に対しまして、当期の業績等を勘案し取締役賞与金130,000,000円の支給をお願いするものであります。

以 上

【ご参考】当社の社外取締役及び社外監査役に関する独立性判断基準

当社は、社外取締役及び社外監査役が以下のいずれにも該当しない場合に独立性を有していると判断いたします。

- (1) 当社または当社の子会社の業務執行者及びその業務執行者であった者
- (2) 当社の主要株主（間接含有を含め議決権の10%以上を有する株主）の業務執行者または当社を主要株主とする会社の業務執行者
- (3) 当社の主要借入先（借入額が直近事業年度の連結総資産の1%超の借入先）の業務執行者
- (4) 当社の主要取引先（取引額が直近事業年度の連結売上高の1%超の取引先）の業務執行者または当社を主要取引先とする会社の業務執行者
- (5) 当社の会計監査人の代表社員または社員
- (6) 当社から多額の財産上の利益・寄付（役員報酬を除き1,000万円超）を受けている者または団体に所属している者
- (7) 社外役員の相互就任の関係にある会社の業務執行者
- (8) 近親者（配偶者及び2親等内の親族）が(1)～(6)に該当する者（役員及び重要な使用人に限る）
- (9) 過去5年間(2)～(8)に該当していた者

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

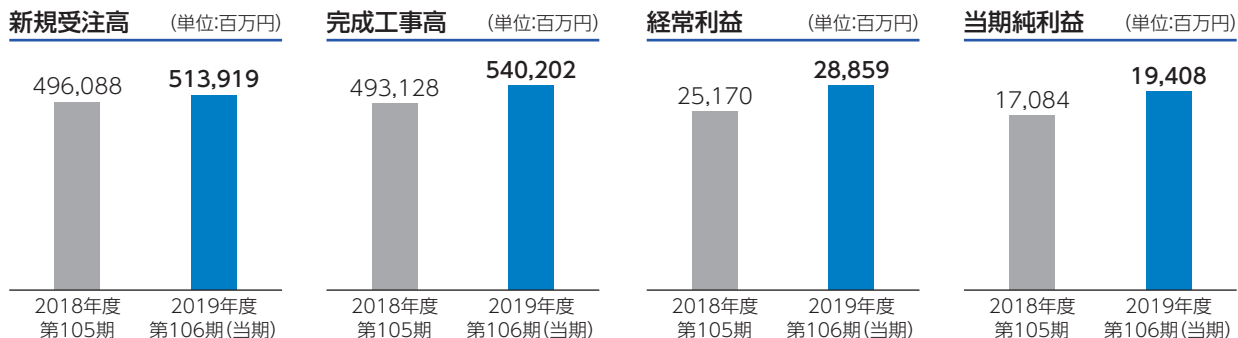
当期のわが国経済は、堅調な企業収益や雇用情勢などを背景に総じて緩やかな回復軌道を歩んでおりましたが、年度終盤には新型コロナウイルス感染症拡大の影響により景況感が急激に悪化いたしました。

このような情勢下にあつて、電力関連投資は引き続き抑制されたものの、国内建設投資につきましては、首都圏を中心とした大型再開発事業やインターネット取引の普及に対応した物流施設の建設需要などに支えられ底堅く推移いたしました。

このため当社は、営業情報の早期収集と綿密かつ多角的な分析に基づく戦略的な営業活動を展開するとともに、コストマネジメント手法の更なる浸透による工事原価の圧縮や徹底した管理間接コストの削減に取り組み、受注の獲得と利益の創出に努めました。

この結果、当期の業績は、新規受注高5,139億1千9百万円（前年度比103.6%）、完成工事高5,402億2百万円（同109.5%）、経常利益288億5千9百万円（同114.7%）、当期純利益194億8百万円（同113.6%）と、いずれも前年度を上回る良好な成績を収めることができました。

各事業部門の概況は、次のとおりであります。

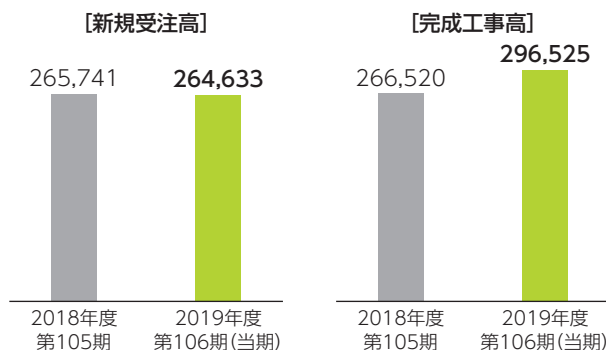


屋内線・環境設備部門

屋内線・環境設備部門は、建築設備の省エネルギー化やBCP機能の強化など、お客様ニーズを的確に捉えた提案型営業を積極的に展開いたしました。また、部門の総力を結集し、施工力の増強や弾力的運用、現場支援体制の充実など生産性の向上を図り、過去最高水準にある手持ち工事の着実な進捗に努めました。この結果、新規受注高2,646億3千3百万円（前年度比99.6%）、完成工事高2,965億2千5百万円（同111.3%）となりました。

業績推移

(単位:百万円)

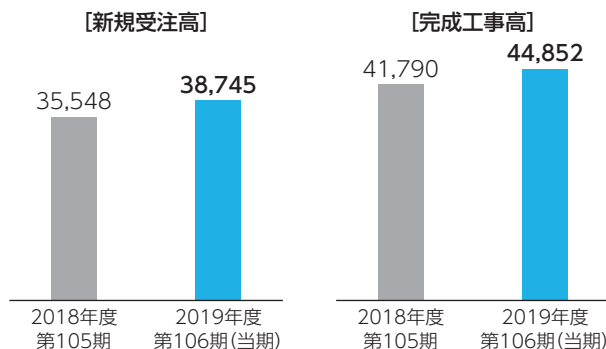


情報通信部門

情報通信部門は、携帯電話事業者に対する営業活動を強力に推し進めるとともに、CATV事業者の大規模更新工事や自治体の防災無線デジタル化工事などの獲得に注力いたしました。併せて、施工体制の最適化や現場管理の効率化による工事原価の低減にも取り組みました。この結果、新規受注高387億4千5百万円（前年度比109.0%）、完成工事高448億5千2百万円（同107.3%）と、いずれも前年度を上回る成績を取ることができました。

業績推移

(単位:百万円)

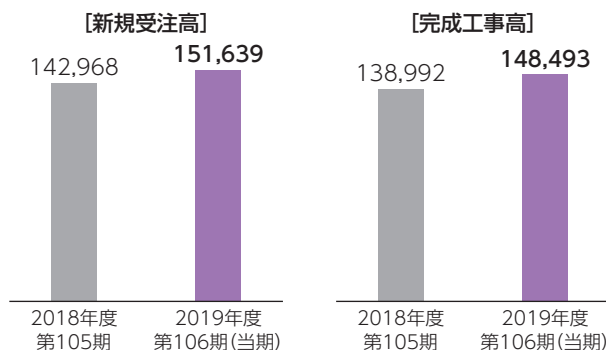


配電線部門

架空配電・地中配電の配電線部門は、工事量に対応した要員の地域間シフトを推進し生産性の向上を図るとともに、街路灯のLED化工事や工場構内における建柱・ケーブル敷設工事など一般得意先からの受注拡大に努めました。加えて、台風や洪水など本年度に頻発した自然災害によって被害を受けた配電設備の復旧にも尽力いたしました。この結果、新規受注高1,516億3千9百万円（前年度比106.1%）、完成工事高1,484億9千3百万円（同106.8%）と、いずれも前年度を上回る成績を収めることができました。

業績推移

(単位:百万円)

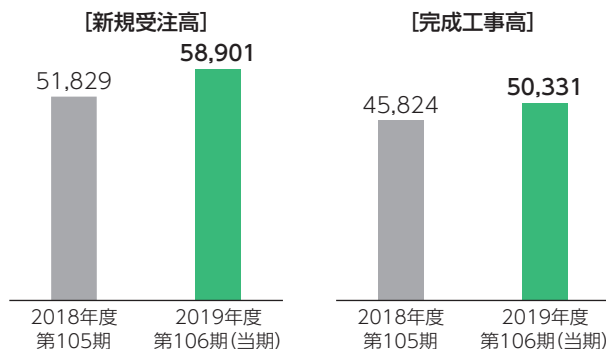


工務関係部門

発電電・架空送電線・地中送電線・土木・原子力・風力発電関連の工務関係部門は、再生可能エネルギーの導入ニーズが高まる中で、ウインドファーム建設工事や大型送電線網連系工事が増加いたしました。また、当部門の技術・ノウハウを活用し水道や鉄道など社会インフラ分野への取り組みを強化するとともに、屋内線・環境設備部門との協働営業による特高受変電設備工事の受注獲得に注力いたしました。この結果、新規受注高589億1百万円（前年度比113.6%）、完成工事高503億3千1百万円（同109.8%）と、いずれも前年度を上回る良好な成績を収めることができました。

業績推移

(単位:百万円)



(2) 対処すべき課題

今後の見通しについて申し上げますと、電力設備投資の圧縮が継続されるものと見込まれ、また、これまで堅調に推移していた国内建設投資につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により設備投資マインドの減退が懸念されることから、当社を取り巻く事業環境は極めて厳しい状況に置かれるものと想定いたしております。

このような困難な情勢下にあって当社は、将来に亘る持続的な発展に向け、全社を挙げて以下の重点経営施策を着実に遂行してまいります。

まず始めに、建築設備の企画・設計から施工、メンテナンス・リニューアルに至るまでのサービスをワンストップで提供する営業・施工体制の拡充に取り組むとともに、工程管理の徹底や現場へのICT技術の導入など工事原価低減方策を実践し、受注の獲得と利益の創出に全力を傾注してまいります。

次に、近年、頻発化・激甚化する自然災害に備え、ニーズが高まっている防災・減災対策や施工管理・現場作業の省力化・省人化に寄与する技術開発の推進、更には、分散型電源のエネルギーマネジメントに重要なVPP関連システムなど事業領域拡大に資する研究にも注力してまいります。

また、若年層社員の能力開発・早期戦力化や熟練社員の技術・ノウハウの伝承など、未来を支える人材を育成してまいります。併せて、働き方・休み方改革の実践やアサーティブ・コミュニケーションによる風通しの良い職場風土の醸成を図り、社員一人ひとりが生き生きと働くことのできる会社づくりに努めてまいります。

加えて、社会やお客様から信頼される企業であり続けるため、安全を最優先する意識の定着、コンプライアンスの徹底、脱炭素型社会の実現に向けた環境負荷低減への取り組みなどを推進してまいります。

今後とも当社は、総合設備企業として新たな成長ステージへ進むための事業構造改革をスピードと行動力をもって実践するとともに、強靱な企業体質の確立と高い企業価値の創造に全力を傾注し、株主の皆様のご期待に応えてまいります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2016年度 第103期	2017年度 第104期	2018年度 第105期	2019年度 第106期 (当期)
新規受注高	474,452	506,026	496,088	513,919
完成工事高	410,192	444,452	493,128	540,202
経常利益	22,861	25,828	25,170	28,859
当期純利益	15,488	16,919	17,084	19,408
次期繰越工事高	343,538	405,112	408,072	381,788
総資産	361,674	380,348	395,816	423,889
一株当たり当期純利益	75円82銭	82円83銭	83円64銭	95円2銭

(4) 設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資は、事業所用土地・建物及び工事用車両・機械等の建設・取得など、総額108億円であります。

(5) 主要な事業内容

当社は建設業法により、特定建設業者として国土交通大臣の許可を受け、屋内線・環境設備工事、情報通信工事、架空配電・地中配電の配電線工事、発電機・架空送電線・地中送電線・土木・原子力・風力発電関連の工務関係工事を受注施工いたしております。

(6) 主要な営業所

本 社 東京都港区芝浦4丁目8番33号

支 店	東京支店 (東京都)	神奈川支店 (横浜市)	千葉支店 (千葉市)
	埼玉支店 (さいたま市)	茨城支店 (水戸市)	栃木支店 (宇都宮市)
	群馬支店 (前橋市)	山梨支店 (甲府市)	静岡支店 (沼津市)
	多摩支店 (八王子市)	関西支店 (大阪市)	名古屋支店 (名古屋市)
	九州支店 (福岡市)	北海道支店 (札幌市)	東北支店 (仙台市)
	長野支店 (長野市)		

(7) 従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7,488名	149名増	41.6歳	19.1年

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
川崎設備工業株式会社	1,581百万円	50.10%	空調衛生・電気工事等の設計・施工
佐藤建設工業株式会社	440	100.00	送電線・情報通信工事等の調査・設計・建設及び保守
株式会社関工パワーテクノ	400	100.00	電気・土木工事等の施工
株式会社ケアセットマネジメント	200	100.00	不動産の賃貸・仲介・管理及び車両・建設機械工具・備品等のリース
株式会社関工ファシリティーズ	100	100.00	建築・電気・空調工事等の施工及び建築設備の保守管理
株式会社TLC	98	70.20	送電線工事等の調査・測量・設計・施工及び保守
関工商事株式会社	100	49.83	電気機械・器具・材料の販売

- (注) 1. 川崎設備工業(株)は、名古屋証券取引所市場第二部に上場しております。
 2. 当社は、関工商事(株)の株式を当社の子会社を通じて間接的に保有しており、その議決権比率は8.00%であります。
 3. 上記の重要な子会社7社の売上高の合計は1,122億1千2百万円、当期純利益の合計は32億1千5百万円であります。
 4. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社7社を含め31社であります。

② その他の重要な企業結合の状況

会社名	資本金	主要な事業内容	事業上の関係
東京電力ホールディングス株式会社	1,400,975百万円	電気事業	電気工事の請負
東京電力パワーグリッド株式会社	80,000百万円	一般送配電事業	電気工事の請負

- (注) 東京電力パワーグリッド(株)は、東京電力ホールディングス(株)の完全子会社であります。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,400百万円
株式会社三井住友銀行	800
株式会社三菱UFJ銀行	800

2 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 820,000,000株

(2) 発行済株式の総数 205,288,338株

(3) 当期末株主数 10,654名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
東京電力パワーグリッド株式会社	94,753千株	46.38%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,363	4.58
株式会社みずほ銀行	6,761	3.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,879	2.87
関電工グループ従業員持株会	5,680	2.78
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,841	1.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2,651	1.29
JP MORGAN CHASE BANK 385151	2,144	1.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,834	0.89
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,755	0.85

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式1,029,767株を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

当社が、2016年3月31日付で発行した2021年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（額面総額200億円）に付された新株予約権の概要は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権の数	2,000個
(2) 新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
(3) 新株予約権の目的である株式の数	社債の額面金額の総額を転換価額で除した数
(4) 新株予約権の割当日	2016年3月31日
(5) 転換価額	1,126.5円
(6) 新株予約権の行使期間	2016年4月14日から2021年3月17日まで

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
* 取締役会長	後 藤 清	一般社団法人日本電設工業協会会長
* 取締役社長社長執行役員	森 戸 義 美	
* 取締役副社長	高 岡 成 典	業務全般、社会インフラ統轄本部・福島本部 管掌
* 取締役副社長副社長執行役員	柏 原 彰一郎	コーポレート本部長、業務全般、内部統制本部 担当
* 取締役副社長副社長執行役員	仲 摩 俊 男	営業統轄本部長
取締役副社長副社長執行役員	高 橋 健 一	営業統轄本部本部長代理、国際事業部・施工体制強化 担当
取締役副社長副社長執行役員	北 山 信一郎	社会インフラ統轄本部長兼営業ユニット長
取締役常務執行役員	雪 村 透	コーポレート本部本部長代理、経理・ITユニット 担当
取締役常務執行役員	長 岡 滋	東京営業本部長
取締役常務執行役員	上 田 裕 司	営業統轄本部副本部長、戦略技術開発本部・グループ営業部 担当
取締役常務執行役員	宮 内 伸 一	コストマネジメント本部長、安全・環境本部 担当
取締役	内 野 崇	
取締役	石 塚 正 孝	公益財団法人静岡県文化財団グランシップ館長
取締役	齊 藤 肇	
常勤監査役	寺 内 春 彦	
常勤監査役	金 子 弘 行	
監査役	大 川 澄 人	
監査役	末 綱 隆	東鉄工業株式会社社外取締役 JCRファーマ株式会社社外取締役 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社社外監査役 京浜急行電鉄株式会社社外監査役
監査役	武 藤 昭 一	

- (注) 1. *印は、代表取締役であります。
2. 取締役 内野 崇、石塚正孝及び齊藤 肇の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役 大川澄人、末綱 隆及び武藤昭一の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役 内野 崇、石塚正孝、齊藤 肇及び監査役 大川澄人、末綱 隆の各氏につきましては、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同取引所に届け出ております。
5. 2019年6月27日開催の第105回定時株主総会終結の時をもって、取締役 山口秀一、志村英明及び監査役 山口武洋の各氏は、退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 内野 崇、石塚正孝、齊藤 肇及び監査役 寺内春彦、金子弘行、大川澄人、末綱隆、武藤昭一の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役	16名	535百万円
監査役	6名	84百万円

- (注) 1. 支給人員及び報酬等の額には、2019年6月27日開催の第105回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名が含まれております。
2. 上記のうち社外役員7名に対する報酬等の総額は、58百万円であります。
3. 取締役の報酬等の額には、第106回定時株主総会議案として提出予定の賞与金130百万円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職をしている法人等と当社との関係

区分	氏名	当該法人等と当社との関係
社外取締役	石塚正孝	公益財団法人静岡県文化財団グランシップとの間に重要な取引関係等はありません。
社外監査役	末綱隆	東鉄工業株式会社、JCRファーマ株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び京浜急行電鉄株式会社との間に重要な取引関係等はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	内野崇	当事業年度における在任期間中に開催された取締役会に17回中17回出席し、大学教授及び経営学の専門家としての経験と見識等を活かし、必要に応じ発言を行っております。
社外取締役	石塚正孝	当事業年度における在任期間中に開催された取締役会に17回中16回出席し、東海旅客鉄道株式会社及び株式会社ジェイアール東海エンジーの取締役としての経験と見識等を活かし、必要に応じ発言を行っております。
社外取締役	齊藤肇	当事業年度における在任期間中に開催された取締役会に12回中11回出席し、株式会社みずほフィナンシャルグループ及びみずほ証券株式会社の取締役としての経験と見識等を活かし、必要に応じ発言を行っております。
社外監査役	大川澄人	当事業年度における在任期間中に開催された取締役会に17回中16回出席し、また監査役会に15回中15回出席し、ANAホールディングス株式会社の社外監査役（常勤）及び全日本空輸株式会社の監査役としての経験と見識等を活かし、必要に応じ発言を行っております。
社外監査役	末綱隆	当事業年度における在任期間中に開催された取締役会に17回中15回出席し、また監査役会に15回中13回出席し、行政庁の高官並びに丸紅株式会社、東鉄工業株式会社、JCRファーマ株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び京浜急行電鉄株式会社の社外役員としての経験と見識等を活かし、必要に応じ発言を行っております。
社外監査役	武藤昭一	当事業年度における在任期間中に開催された取締役会に12回中12回出席し、また監査役会に10回中10回出席し、東京電力ホールディングス株式会社で培った経験と見識等を活かし、必要に応じ発言を行っております。

（注）社外取締役 齊藤 肇氏及び社外監査役 武藤昭一氏は、2019年6月27日開催の第105回定時株主総会において選任され就任いたしております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 井上監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 54百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認し、検証した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(4) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 58百万円

(5) 重要な子会社の監査

当社の重要な子会社のうち、川崎設備工業株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法に規定する解任の理由のいずれかに該当すると認めた場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会でその旨及び理由を報告いたします。また監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があるなどの理由により、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(7) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人 井上監査法人との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しております。

6 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(体制)

- ① 重要な意思決定事項については、常務会での事前審議を経た上で、取締役会において最終決定を行う。
- ② 取締役は重要な業務執行の状況について、定期的かつ適宜取締役会へ報告する。

(運用状況)

当社は、取締役会の付議事項その他社内規定に定める経営及び業務執行に関する事項について常務会で審議・報告している。また、定期的かつ適宜開催する取締役会において、重要な業務執行の決定と取締役の業務執行状況の報告を法令・定款等に従い適切に行っている。

加えて、複数名の独立社外取締役に對し取締役会の付議事項を事前説明するとともに、十分な審議時間を確保し、専門的知識・経験を有する各取締役が多角的な視点から意見を述べるなど、取締役会の活性化を図っている。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

(体制)

- ① 取締役会、常務会その他重要な会議等に係る議事録・資料等については、法令及び社内規定に則り適正に保存・管理する。
- ② 上記の他、取締役の職務執行に係る資料及びその他情報等については、社内規定に則り適正に保存・管理する。

(運用状況)

当社は、取締役会、常務会その他重要な会議等に係る議事録・資料等及び取締役の職務執行に係る資料等については、法令はもとより、文書の作成、処理及び保存など文書管理全般に関する社内規定を制定し、適正に保存・管理している。

特に、インサイダー情報については、社内規定に則り、取締役・監査役及び従業員にその管理を徹底するとともに、当該情報に接する部門においては責任者を定め、その取扱いに万全を期すよう努めている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(体制)

- ① リスク管理に関する基本方針及びリスク評価に関する事項を含む社内規定を定め、これに従いリスク管理を実践する。

- ② 具体的なリスク管理方策や危機発生時の対応方策を立案・実施するため、組織横断的な委員会及び専門部署等を設置し、リスク管理体制及び危機対応体制を整える。

(運用状況)

当社は、リスク管理に関する社内規定を制定し、業務運営上の各リスクを項目ごとに分類・定義した上、その影響度、発生可能性に応じた対策を講じ、リスク発生を未然に防止することに加え、リスクが顕在化した場合の報告経路・対応体制について定めている。

また、内部統制会議を定期的に行い、リスク管理体制の運営状況の確認、リスクの発生状況等の分析・評価を行っているほか、専門部署である内部統制本部を設置し、リスク管理体制の強化に努めている。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(体制)

- ① 意思決定の迅速化に資する組織体制の構築や職務権限の委譲、取締役の職務執行に関する諸制度の整備を継続的に図る。

(運用状況)

当社は、執行役員制度を導入し、経営監督と業務執行の分離による監督機能の充実及び意思決定の迅速化を図るとともに、独立社外取締役の複数名選任、常務会の設置など取締役の職務執行に関し適正性・効率性に資する諸制度を整備している。

また、取締役会は、取締役の事務委嘱及び管掌・担当を定めるとともに、業務の規模・内容等に応じた決裁権限を付与し、業務執行を委任している。

(5) 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(体制)

- ① 「関電工グループ企業行動憲章」に基づいた法令・企業倫理遵守のための教育活動を展開するとともに、適正な職務執行を確保するための諸方策を立案し、実施する。
- ② 内部監査部門は、従業員の業務執行状況を定期的又は必要に応じて監視し、評価するとともに、その結果を適宜取締役会へ報告し、所要の改善を図る。

(運用状況)

当社は、「関電工グループ企業行動憲章」を当社グループ全従業員に配布し、定期的に各職場においてその内容を確認するほか、取締役が各事業所に赴き本憲章の趣旨を踏まえた講話・対話を行うなど、本憲章の理解を深める教育活動を当社グループ全従業員に実施している。

また、内部監査部門は、内部統制推進計画に基づいた内部監査を行い、監査結果について内部統制会議及び常務会に報告するとともに、適宜取締役会に報告し、所要の改善を図っている。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(体制)

- ① 東京電力グループの一員として「東京電力グループ企業行動憲章」の下、同社グループの経営方針の実践に努める。

- ② 当社及び子会社が連携して、「関電工グループ企業行動憲章」及び子会社の定める規定に基づいた法令・企業倫理遵守のための教育活動や対応方策を実施する。
- ③ 子会社の職務執行上の重要事項について、子会社との情報共有を図るための体制を整備する。
- ④ 子会社のリスク管理に関する基本方針及びリスク評価に関する事項を含む社内規定を定め、これに従いリスク管理を実践する。
- ⑤ 具体的なリスク管理方策や危機発生時の対応方策を立案・実施するため、子会社のリスク管理体制及び危機対応体制を整える。
- ⑥ 子会社の取締役等の職務執行を定期的かつ適宜確認し、子会社の経営状況を把握するとともに、経営課題に対する助言等に努める。
- ⑦ 内部監査部門は、子会社の取締役等及び従業員の業務執行状況を定期的又は必要に応じて監視し、評価するとともに、その結果を適宜取締役会へ報告し、所要の改善を図る。

(運用状況)

当社は、東京電力グループの一員として「東京電力グループ企業行動憲章」の下、その経営方針の実践に努めるとともに、「関電工グループ企業行動憲章」を制定し、コンプライアンスの浸透・定着化を図っている。

また当社は、子会社における決算に関する事項、内部統制システムに関する事項など、職務執行上の重要事項については、当社取締役会に報告することとし、子会社との情報共有を図るための体制を整備している。

さらに、子会社におけるリスク管理については、危機発生の未然防止及び危機発生時における事業活動への影響の最小化を図ることを基本とした社内規定を定めるとともに、子会社のリスク管理体制整備に関する助言等を実施し、子会社のリスク管理状況の確認・評価を定期的に行っている。

加えて、定期的に子会社からの報告を受けることにより、子会社の職務執行を確認し子会社の経営状況を把握するとともに、経営課題に対する助言等を行っている。

併せて、内部監査部門は、内部統制推進計画に基づいた子会社の内部監査を行い、監査結果について内部統制会議及び常務会に報告するとともに、適宜取締役会に報告し、所要の改善を図っている。

(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合の体制

(体制)

- ① 監査役監査の実効性を高め、監査職務の円滑な遂行を確保するための専門部署を設置する。
- ② これに従事する従業員については、取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性を確保することとし、当該従業員の人事に関する事項については、事前に監査役と協議する。

(運用状況)

当社は、監査役監査の実効性の向上を図るため、その職務を補助する専門部署である監査役室を設置している。

また、当該部署に所属する従業員の人事に関し、監査役との事前協議を行うとともに、当該従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性を確保するための体制を整備している。

(8) 監査役又は監査役会への報告に関する体制

(体制)

- ① 取締役及び従業員並びに子会社の取締役等及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、法令及び監査役会との協議の上で定める社内規定に基づき、監査役及び監査役会に対して監査遂行に必要な事項を定期的かつ適宜報告する。
- ② 上記の報告をした者に対しては、法令及び監査役会との協議の上で定める社内規定に基づき、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

(運用状況)

当社は、監査役及び監査役会に対する報告に関する社内規定を定め、取締役会、常務会その他重要な会議等において、監査遂行に必要な事項を定期的かつ適宜報告している。

加えて、取締役会における意見・助言に備えるため必要に応じて取締役会に付議される決議・報告事項について事前に説明を行っている。

また、監査役に直接報告することのできる窓口を設置するとともに、当該報告を行った者に対し、それを理由とした不利益な取扱いを禁止している。

(9) 監査役職務執行について生ずる費用等の処理に関する体制

(体制)

- ① 監査役職務執行について生ずる費用又は債務の処理に関しては、監査役との協議により決定する。

(運用状況)

当社は、監査役との協議により定めた社内規定に基づき、監査役が監査業務に関する費用の前払い又は債務の処理を請求したときは、法令等に基づき速やかに当該費用等を処理している。

(10) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

(体制)

- ① 監査役が内部監査部門及び会計監査人との連携を図るとともに、子会社監査役との情報共有を図るための体制を整備する。

(運用状況)

当社は、監査役、内部監査部門及び会計監査人が積極的に意見交換を行い、それぞれの監査に有用な情報を共有できるよう、互いの連携確保に努めている。

加えて、取締役及び従業員等は監査役に対し子会社管理の状況について報告を行っており、監査役は当該報告を踏まえ子会社監査役と意思疎通及び情報の共有を図っている。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	262,190
現金預金	51,359
受取手形	18,709
完成工事未収入金	156,372
有価証券	11,999
未成工事支出金	7,693
材料貯蔵品	3,070
その他	13,356
貸倒引当金	△372
固定資産	161,699
有形固定資産	92,542
建物・構築物	24,899
機械・運搬具	3,475
工具器具・備品	1,298
土地	55,017
リース資産	6,363
建設仮勘定	1,489
無形固定資産	4,388
投資その他の資産	64,767
投資有価証券	36,172
関係会社株式・関係会社出資金	11,645
長期貸付金	4,079
長期前払費用	1,015
繰延税金資産	9,078
その他	3,278
貸倒引当金	△502
資産合計	423,889

負債の部	
流動負債	176,227
支払手形	3,529
電子記録債務	22,864
工事未払金	67,324
短期借入金	6,050
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	20,019
リース債務	573
未払法人税等	7,015
未成工事受入金	12,583
完成工事補償引当金	125
工事損失引当金	4,726
役員賞与引当金	130
その他	31,284
固定負債	25,539
リース債務	1,331
再評価に係る繰延税金負債	6,585
退職給付引当金	17,369
その他	253
負債合計	201,767
純資産の部	
株主資本	217,800
資本金	10,264
資本剰余金	6,246
資本準備金	6,241
その他資本剰余金	5
利益剰余金	201,876
その他利益剰余金	
特別償却準備金	293
固定資産圧縮積立金	2,636
別途積立金	142,300
繰越利益剰余金	56,646
自己株式	△587
評価・換算差額等	4,321
その他有価証券評価差額金	9,542
土地再評価差額金	△5,221
純資産合計	222,122
負債純資産合計	423,889

損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

完成工事高		540,202
完成工事原価		492,072
完成工事総利益		48,130
販売費及び一般管理費		20,356
営業利益		27,773
営業外収益		1,271
受取利息及び配当金	1,145	
その他	126	
営業外費用		185
支払利息	45	
為替差損	50	
その他	88	
経常利益		28,859
特別利益		222
固定資産売却益	222	
特別損失		1,284
災害による損失	496	
固定資産除却損	383	
関係会社出資金評価損	258	
減損損失	119	
その他	26	
税引前当期純利益		27,797
法人税、住民税及び事業税	9,187	
法人税等調整額	△798	8,389
当期純利益		19,408

株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他利益剰余金			
				特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	10,264	6,241	5	477	2,379	142,300	42,800
当期変動額							
特別償却準備金の取崩				△184			184
固定資産圧縮積立金の積立					295		△295
固定資産圧縮積立金の取崩					△37		37
剰余金の配当							△5,719
当期純利益							19,408
土地再評価差額金の取崩							230
自己株式の取得							
自己株式の処分			0				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	－	－	0	△184	257	－	13,846
当期末残高	10,264	6,241	5	293	2,636	142,300	56,646

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△586	203,882	15,471	△4,990	10,481	214,363
当期変動額						
特別償却準備金の取崩		－				－
固定資産圧縮積立金の積立		－				－
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△5,719				△5,719
当期純利益		19,408				19,408
土地再評価差額金の取崩		230				230
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			△5,929	△230	△6,159	△6,159
当期変動額合計	△0	13,918	△5,929	△230	△6,159	7,758
当期末残高	△587	217,800	9,542	△5,221	4,321	222,122

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
流動資産	312,433
現金預金	71,502
受取手形・完成工事未収入金等	197,793
有価証券	12,009
未成工事支出金	11,406
材料貯蔵品	5,451
その他	14,880
貸倒引当金	△610
固定資産	176,267
有形固定資産	112,119
建物・構築物	29,903
機械・運搬具・工具器具・備品	19,004
土地	60,051
リース資産	1,582
建設仮勘定	1,578
無形固定資産	5,901
投資その他の資産	58,246
投資有価証券	39,757
繰延税金資産	12,236
その他	6,915
貸倒引当金	△663
資産合計	488,701

負債の部	
流動負債	192,907
支払手形・工事未払金等	101,558
短期借入金	6,831
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	20,019
リース債務	573
未払法人税等	8,562
未成工事受入金	15,031
完成工事補償引当金	203
工事損失引当金	5,021
その他	35,104
固定負債	39,973
長期借入金	7,881
リース債務	1,211
再評価に係る繰延税金負債	6,585
退職給付に係る負債	22,640
その他	1,654
負債合計	232,880
純資産の部	
株主資本	244,370
資本金	10,264
資本剰余金	6,352
利益剰余金	228,341
自己株式	△587
その他の包括利益累計額	3,012
その他有価証券評価差額金	9,513
繰延ヘッジ損益	△305
土地再評価差額金	△5,221
退職給付に係る調整累計額	△973
非支配株主持分	8,438
純資産合計	255,821
負債純資産合計	488,701

連結損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

完成工事高		616,143
完成工事原価		555,215
完成工事総利益		60,928
販売費及び一般管理費		26,234
営業利益		34,693
営業外収益		1,285
受取利息及び配当金	946	
その他	338	
営業外費用		413
支払利息	198	
為替差損	50	
その他	164	
経常利益		35,565
特別利益		222
固定資産売却益	222	
特別損失		1,296
災害による損失	496	
固定資産除却損	387	
投資有価証券評価損	293	
その他	119	
税金等調整前当期純利益		34,490
法人税、住民税及び事業税	11,709	
法人税等調整額	△802	10,906
当期純利益		23,584
非支配株主に帰属する当期純利益		1,068
親会社株主に帰属する当期純利益		22,515

連結株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,264	6,352	211,314	△586	227,343
当期変動額					
剰余金の配当			△5,719		△5,719
親会社株主に帰属する当期純利益			22,515		22,515
土地再評価差額金の取崩			230		230
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	0	17,027	△0	17,026
当期末残高	10,264	6,352	228,341	△587	244,370

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	15,530	△334	△4,990	883	11,088	7,521	245,954
当期変動額							
剰余金の配当							△5,719
親会社株主に帰属する当期純利益							22,515
土地再評価差額金の取崩							230
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,017	29	△230	△1,857	△8,076	916	△7,159
当期変動額合計	△6,017	29	△230	△1,857	△8,076	916	9,867
当期末残高	9,513	△305	△5,221	△973	3,012	8,438	255,821

監査報告

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社 関 電 工
取締役会 御中

井上 監 査 法 人
東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士 平松正己 ㊞
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 林 映男 ㊞
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 鈴木勝博 ㊞
業 務 執 行 社 員	

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社関電工の2019年4月1日から2020年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社 関 電 工
取締役会 御中

井上 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 平松正己 ㊟

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 林 映男 ㊟

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 鈴木勝博 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社関電工の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関電工及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、次の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて、子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法令に定める体制について、取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）の構築及び運用状況を監視、検証いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視、検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制が整備されている旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。監査役会としては、当社グループ全体における公正かつ適正な事業運営の遂行に向けた取組みを、引き続き確認してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

株式会社 関 電 工 監査役会

常勤監査役	寺内春彦 ㊟
常勤監査役	金子弘行 ㊟
監査役（社外監査役）	大川澄人 ㊟
監査役（社外監査役）	末綱隆 ㊟
監査役（社外監査役）	武藤昭一 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区芝浦4丁目8番33号 当会社本社（1階講堂）
電話 03 (5476) 2111 (代表)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。